

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	「要配慮者災害用セルフプラン」の送付実施による要介護情報等の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：福祉部地域福祉課）

事業の概要

事業名	福祉避難所の充実と体制強化
担当課	地域福祉課
目的	高齢者、障害者等の防災施策において特に配慮を必要とする者（以下、「要配慮者」という。）に対し、「要配慮者災害用セルフプラン」のひな形の送付を行うことにより、平時においては防災意識の向上に関して普及啓発を図るとともに、発災時にどう行動すべきかをあらかじめ明確にさせることを目的とし、災害時には、「要配慮者災害用セルフプラン」を活用した自助・共助の取組みの強化を図る。
対象者	以下の要配慮者 ①要介護3以上の方 ②身体障害者手帳2級以上の方 ③愛の手帳2度以上の方 ④災害時要援護者名簿登録者
事業内容	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、日頃の備えが重要である。</p> <p>そのため、区では、災害時において要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する「要配慮者災害用セルフプラン」のひな形の郵送による作成勧奨を行うこととした。これにより、平時においては防災意識の向上に関して普及啓発を図るとともに、発災時にどう行動すべきかをあらかじめ明確にすることができ、災害時には「要配慮者災害用セルフプラン」を活用した自助・共助の取組みの強化を図る。</p> <p>今回、対象者の抽出作業で行う目的外利用について付議するものである。</p> <p>なお、「要配慮者災害用セルフプラン」の郵送に関して、封入封緘業務の委託を行うが、「新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問・報告事項分類一覧」により、本件はあて名ラベルの提供を伴う処理委託であって、その処理内容が「単なる案内や資料を送付するもの」に該当するため、本審議会に報告を要しないものである。</p> <p>1 事業対象者</p> <p>(1) ①要介護3以上の方 ②身体障害者手帳2級以上の方 ③愛の手帳2度以上の方 対象者数 <u>約9,000名</u></p> <p>(2) ④災害時要援護者名簿登録者 対象者数 <u>約2,700名</u></p> <p>2 本事業に係る個人情報の流れ 資料12-1のとおり</p>

件名 「要配慮者災害用セルフプラン」の送付実施による要介護情報等の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	(1) 介護保険課 (2) 障害者福祉課	利用課	地域福祉課
登録業務の名称	(1) 要介護認定者の管理業務 (2) 障害者手帳	登録業務の名称	要配慮者災害用セルフプラン送付業務
登録業務の目的	(1) 要介護認定者の管理 (2) 東京都の手帳交付に関する委任事務	登録業務の目的	平時において防災意識の向上に関して普及啓発を図り、災害時には、セルフプランを活用した自助・共助の取組みの強化を図る。
登録業務に係る個人情報の記録媒体	(1) 文書及び帳票、電磁的媒体 (要介護認定支援システム) (2) 文書及び帳票、電磁的媒体 (障害者総合支援システム)	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体 (情報システム課が管理するイントラネットシステムファイルサーバ内の地域福祉課専用フォルダ)
目的外利用を行う理由	「要配慮者災害用セルフプラン」のひな形の送付にあたり、要配慮者を抽出する必要があるため。		
目的外利用を行う情報項目	(1) 介護保険課保有情報 被保険者氏名、住所、生年月日、要介護状態区分 (2) 障害者福祉課保有情報 氏名、居住地、生年月日、障害の等級		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体 (ホストコンピュータによる抽出後、情報システム課が管理するイントラネットシステムファイルサーバ内の地域福祉課専用フォルダにて保有)		
目的外利用の時期・期間	審議会承認日から (以降も、同様の目的外利用を行う)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		